第九条　一の原子力発電供用施設所在等都道府県に対して交付することができる当該原子力発電供用施設所在等都道府県の区域に含まれる一の市町村に係る毎会計年度の交付金の交付限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる算式により算定した金額に十二を乗じて得た金額と当該金額のうち給付金交付助成措置に係る金額の三・五パーセントに当たる金額との合計額とする。

一　原子力発電供用施設所在市町村及び原子力発電供用施設隣接市町村のうちその区域内において、原子力発電供用施設所在市町村に設置され、又は設置が見込まれる原子力発電供用施設の利用に供する取水路又は放水路の設置が行われ、又は設置が見込まれる市町村（第四号、第八号及び第九号に掲げるものを除く。）

イ　当該市町村に係る措置が第三条第一号から第九号まで又は第十一号である場合

$$(A+B\times\frac{1}{2})\times\alpha$$

Aは、交付年度の前会計年度の十月一日における当該市町村の区域内の電灯需要家（一般電気事業者から電灯需要に充てるため電気の供給を受けている者をいう。以下同じ。）の数とする。

Bは、交付年度の前会計年度の十月一日における当該市町村の区域内の電力需要家（一般電気事業者又は特定規模電気事業者から電力需要に充てるため電気の供給を受けている者をいう。以下同じ。）の契約電力をキロワットを単位として表した数の合計数とする。ただし、別表第七の下欄に掲げる金額（以下この条において「特別単価」という。）が適用される市町村にあっては、一電力需要家の契約電力の上限を五千キロワットとして合計額を算定するものとする。

αは、別表第六の上欄に掲げる当該市町村に係る事業所において設置が行われている原子力発電供用施設の毎年十月一日（以下この項において「基準日」という。）の属する月の前々月の末日における設備能力（原子力発電施設（機構が設置するものを除く。）にあっては施設の出力（整備法施行令第二条に定める規模以上のものに限る。）、機構が設置する原子力発電施設及び原子力発電密接関連施設にあっては別表第一の原子力発電供用施設の種類の欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の出力の欄に掲げる数をキロワットを単位として表した出力（機構が設置する原子力発電施設にあっては整備法施行令第二条に定める規模以上のものに限る。）をいう。以下同じ。）の合計出力の区分に応じ、それぞれ別表第六の下欄に掲げる金額とする。ただし、当該合計出力の中に昭和五十六年四月一日以降に設置の工事が開始された原子力発電供用施設（以下「昭和五十六年度以降設置施設」という。）に係るものが含まれる場合にあっては、当該金額に⑴の算式により算定して得た数を、平成四年四月一日以降に設置の工事が開始された原子力発電供用施設（以下「平成四年度以降設置施設」という。）に係るものが含まれる場合にあっては当該金額に⑵の算式により算定して得た数をそれぞれ乗じて得た金額とする。また、当該合計出力の中に平成五年四月一日以降二十年間に設置の工事が開始された原子力発電供用施設（以下「平成五年度以降設置施設」という。）に係るものが含まれる場合にあっては、当該施設の設置の工事が開始された日の属する年度（ただし、平成五年度以降設置施設の設置の工事の開始が当該年度の基準日の属する月の前々月の末日の翌日以降に行われる場合にあっては、設置の工事が行われる日の属する年度の翌年度（大型再処理施設にあっては、当該施設の設置の工事が開始された日の属する年度の翌年度）とし、別表第七において「特別単価適用開始年度」という。）から、特別単価とする（大型再処理施設にあっては、特別単価のほか、特別単価適用開始年度から三年間に限り、大規模工業開発基地への企業の導入のための措置に要する費用に充てるための単価を六百円とする。）。

⑴　$1+0.5\times\frac{b}{a}$

a　は、当該市町村に係る事業所において設置が行われている原子力発電供用施設（市町村合併の日以前に着工が確実になったものを含む。）の基準日の属する月の前々月の末日における設備能力の合計出力

b　は、当該市町村に係る事業所において設置が行われている昭和五十六年度以降設置施設の基準日の属する月の前々月の末日における設備能力の合計出力

⑵　$(1+0.5\times\frac{b}{a})\times(1+0.5\times\frac{c}{a})$

a及びb　は、それぞれ⑴に定めるところによる。

c　は、当該市町村に係る事業所において設置が行われている平成四年度以降設置施設の基準日の属する月の前々月の末日における設備能力の合計出力

ロ　当該市町村に係る措置が第三条第十号である場合

$$(C+D\times\frac{1}{2})\times\alpha$$

Cは、原子力立地給付金の交付の対象となる当該市町村の区域内の基準日の電灯需要家の数（ただし、契約使用期間（需給契約上あらかじめ電気を使用できる期間を設定した場合の当該期間をいう。）を有する契約種別により一般電気事業者から電気の供給を受けている原子力立地給付金の交付対象者にあっては、基準日の属する月の前十二月分において、原子力立地給付金の交付対象者の各月分の検針日の前日に電気を使用した月を一の単位として表した数に十二分の一を乗じて得た数）とする。

Dは、原子力立地給付金の交付の対象となる当該市町村の区域内の基準日の電力需要家の契約電力をキロワットを単位として表した数（ただし、契約使用期間を有する契約種別により一般電気事業者又は特定規模電気事業者から電気の供給を受けている原子力立地給付金の交付対象者にあっては、契約電力をキロワットを単位として表した数に、基準日の属する月の前十二月分において、原子力立地給付金の交付対象者の各月分の検針日の前日に電気を使用した月を一の単位として表した数に十二分の一を乗じて得た数）の合計数とする。ただし、特別単価が適用される市町村にあっては、一電力需要家の契約電力の上限を五千キロワットとして合計数を算定するものとする。

αは、イに定めるところによる。

ハ　当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電灯需要家に係るものに限る。）である場合

$$(C+B\times\frac{1}{2})\times\alpha$$

Cは、ロに定めるところによる。

B及びαは、それぞれイに定めるところによる。

ニ　当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電力需要家に係るものに限る。）である場合

$$(A+D\times\frac{1}{2})\times\alpha$$

A及びαは、それぞれイに定めるところによる。

Dは、ロに定めるところによる。

ホ　当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電灯需要家の全部及び電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(C+B\times\frac{1}{4}+D\times\frac{1}{4})\times\alpha$$

C及びDは、それぞれロに定めるところによる。

B及びαは、それぞれイに定めるところによる。

ヘ　当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(A+B\times\frac{1}{4}+D\times\frac{1}{4})\times\alpha$$

A、B及びαは、それぞれイに定めるところによる。

Dは、ロに定めるところによる。